

太田市介護給付費等及び障害児通所給付費等の額の特例の適用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年太田市規則第50号）第13条の規定による介護給付費等及び太田市児童福祉法施行細則（平成24年太田市規則第59号）第12条の規定による障害児通所給付費等の額の特例（以下「額の特例」という。）の適用に関し必要な事項を定めるものとする。

(額の特例の対象者)

第2条 額の特例の適用を受けることができる支給決定障害者等又は通所給付決定保護者は、次の各号のいずれかに該当し、障害福祉サービスに要する費用又は障害児通所支援に要する費用を負担することが困難であると認められる者とする。

- (1) 支給決定障害者等若しくは通所給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 生計維持者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、生計維持者の収入が著しく減少したとき。
- (4) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する事由により、生計維持者の収入が著しく減少したとき。

(額の特例の適用基準及び内容)

第3条 額の特例の適用基準及び内容は、別表に定めるところによる。

(額の特例の適用開始月等)

第4条 額の特例の適用は月単位で行うこととし、適用開始月及び適用期間は次のとおりとする。

(1) 適用開始月

額の特例は、申請を受理した日の属する月の翌月から適用する。ただし、申請日が月の初日の場合は、当該月から適用する。

(2) 適用期間

額の特例を適用する期間は、6月間とする。ただし、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、6月以内を限度として延長することができる。

(額の特例の適用の取消し)

第5条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により額の特例の適用を受けたときは、これを取り消し、当該取り消された額の特例の適用により支払を免れた額の返還を申請者に命ずるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

区 分	適用基準	額の特例の内容
第2条第1号に掲げる事由	損害の程度が半壊半焼以上又は床上浸水	負担上限月額を0円とする。
第2条第2号から第4号までに掲げる事由	当該年の世帯収入が前年の2分の1以下に減少すると認められる場合	負担上限月額を0円とする。